

宇治市条例第 8 号

宇治市生産緑地地区の区域の規模に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づき、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定めるものとする。

(区域の規模に関する条件)

第 2 条 法第 3 条第 2 項の条例で定める区域の規模に関する条件は、300 平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。